

○ 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業における訪問介護利用者負担額減額認定証の取扱いについて

本事業は、低所得世帯であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者について、平成16年度までの間（若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間）、通常10%の利用者負担を3%とする軽減措置を講じているものである。

本事業の平成17年度以降の取扱いについては、社会保障審議会介護保険部会における「被保険者・受給者の範囲」の審議状況を踏まえつつ、平成17年度予算編成過程の中で検討していくこととしており、利用者負担額減額認定証の取扱いを含め、今後成案を得次第、速やかにお示ししたいと考えているので周知されたい。

○ 「やむを得ない事由による措置」について

老人福祉法上、市町村は職権による措置（やむを得ない事由による措置）を行うことができることとされており、当該措置に関しては、下記のように、介護保険制度の施行準備の段階の全国高齢者保健福祉関係主管課長会議（資料1）及び平成15年9月8日の全国介護保険担当課長会議（資料2）において、その取扱いを示しているところである。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

（資料1）「全国高齢者保健福祉関係主管課長会議」（平成12年3月7日）

第3 老人福祉施設の整備・運営について

3 平成12年度以降の措置の取り扱いについて（抜粋）

○ 介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・痴呆対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。（改正後の老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号）

- これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

（1） 「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- ・特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

(資料2) 「全国介護保険担当課長会議」 (平成15年9月8日)

6. 連絡事項

(3) 計画課関係事項

ウ 「やむを得ない事由による措置」について (抜粋)

- 老人福祉法上、市町村は職権による措置 (やむを得ない事由による措置)

を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実

施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

○ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会について

本年2月に開催した全国高齢者保健福祉・介護保険関係主幹課長会議において、本研究会の設置をお知らせしたところである。現在までの開催経過及び今後の開催予定は以下のとおりであり、10月中を目途に最終的なとりまとめを予定している。

(開催経過及び開催予定)

- 第1回会合 2月 9日(月)
 - ・ 養護老人ホームと盲養護老人ホームの現状等について
 - ・ 高齢者介護研究会報告書の概要等について
- 第2回会合 2月17日(火)
 - ・ 軽費老人ホームの現状等について
- 第3回会合 3月25日(木)
 - ・ 行政の立場から見た養護老人ホーム及び軽費老人ホームの現状と課題
- 第4回会合 4月28日(水)
 - ・ 軽費老人ホーム固有の問題について
 - ・ 養護老人ホーム及び盲養護老人ホーム固有の問題について
- 第5回会合 9月中に開催予定
- 第6回会合 10月中に開催予定

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会 委員

(五十音順、敬称略)

赤羽 卓朗	岩手県保健福祉部保健福祉企画室長
一乗 玲子	全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会軽費老人ホーム分科会長
今田 寛睦	社会保険診療報酬支払基金常任顧問
◎北場 勉	日本社会事業大学社会福祉学部教授
栃本 一三郎	上智大学文学部教授
西井 秀爾郎	全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会養護老人ホーム分科会長
福永 卓	山口市健康福祉部経済部観光課課長補佐
本間 昭雄	全国盲老人福祉施設連絡協議会会長
皆川 鞆一	静岡英和学院大学人間社会学部教授
森田 文明	神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
山中 拓治	全国軽費老人ホーム協議会会長

◎は座長

○ ユニットケアの推進について

ア ユニットケア研修について

本研修については、平成15年度から、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターにおいて、小規模生活単位型特別養護老人ホーム（一部小規模生活単位型特別養護老人ホームを含む）の管理者及びユニットリーダーそれぞれを対象に研修を実施しており、本年7月末現在で管理者267名、ユニットリーダー238名が受講している。

平成16年度後期の研修日程は以下のとおりであるが、国としては施設開設に当たり本研修の受講は必須と考えているので、対象施設の推薦を積極的に行うとともに、受講の低調な施設については、都道府県、指定都市（以下「都道府県等」という。）から対象者の受講について特に指導を行うよう配慮願いたい。なお、従前より、定員に余裕がある場合には自費による受講についても認めてきたところであり、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の職員も自費による受講が可能であるので、担当部局への連絡方よろしく願いたい。

また、受講者には本研修の趣旨を十分に理解し、事前に学習を行うなどした上で受講するようあわせて周知願いたい。

なお、平成17年度予算概算要求においては、各都道府県等においてユニットケア研修の実施を推進する体制を整備するため、新たに当該研修の講師等として指導的役割を担う指導者養成研修を盛り込むこととしたところである。

（参考）平成16年度後期ユニットケア研修実施予定

○ 管理者研修

- ・第5回 10月19日～21日
- ・第6回 11月 9日～11日
- ・第7回 12月14日～16日
- ・第8回 1月12日～14日
- ・第9回 2月15日～17日

○ ユニットリーダー研修

- ※ 後期分の実地研修施設及び日程については9月中旬を目処に周知予定

イ 都道府県等の担当者に対する研修の実施について

本年7月、都道府県等の施設整備担当者に対して小規模生活単位型特別養護老人ホーム（一部小規模生活単位型特別養護老人ホームを含む）におけるユニットケアに関する研修会（2日間）を開催したところである。本研修は、図面の事例検討等の実践的演習を中心としたものであり、各都道府県等においては、施設の整備計画の相談に際して適切な指導を行うようお願いしたい。なお、監査指導者担当者に対する研修についても今年度中に実施することとしているので、その際には、担当職員の派遣について特段の配慮をお願いしたい。

ウ 新型特養の実態調査について

国の補助事業（平成16年度老人健康増進等事業）として、（社）日本医療福祉建築協会において、「小規模生活単位型（一部小規模生活単位型）特別養護老人ホームにおけるサービスの実態と評価手法に関する研究」を立ち上げ、検討会の開催や調査票の作成を行っている。本研究は、ユニットケアに関する施設の運営や設備についての状況を把握することを目的としている。

なお、本年度、既存施設において小規模なグループ単位でのケア（ユニットケアに類似したケア）を実施している施設についても同様の調査を実施することとしている。

エ 既存施設におけるユニットケア導入の支援について

既存の特別養護老人ホームにおけるユニットケア導入の支援として、平成16年2月の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主幹課長会議において、施設の一部を改修して部分的にユニットケアを導入する際に活用可能な手引きとして「既存特別養護老人ホームでのユニットケア導入のための改修モデルに関する調査研究」（平成15年度老人健康増進等事業として（社）医療福祉建築協会が行った調査研究）を配布し、周知をお願いしたところである。

平成16年度は、いわゆるサテライト方式の活用による改修モデルの作成と、居住

環境改善のための個室的多床室を導入した改修モデルの作成について、検討を行うこととしている。

○ 木質系材料の活用について

高齢者施設において、利用者の生活の継続性をいかに確保するか、そしていかにその生活環境の質的な向上を図るかは重要な課題であり、各施設においても様々な工夫を行っているところである。

最近その工夫の一環として、木質系材料を活用することが実践されているところである。

木質系材料を使用することにより、

- ・ 木材は適度な弾力性を保有しているので、高齢者施設など歩行に困難を抱える人が暮らす場では、歩行・転倒の際の衝撃の緩和が図られる。
- ・ 車いすや杖などを利用しながらの歩行の際には、滑りにくくかつ移動を円滑にする。
- ・ 木材のもつ「色彩」や「香り」「温かさ」が、いわゆる家庭的な雰囲気を醸しだして精神的な安心感を与えてくれる。 等

との効果があると報告されているところである。

このような効果等が見られる木質系材料の活用については、今後とも引き続き、施設的设计段階で十分理解を得られるよう積極的に指導するようお願いしたい。

○ 痴呆介護研修について

- 平成15年6月の「高齢者介護研究会」報告書において、「痴呆性高齢者ケアに求められる、環境を重視しながら、徹底して本人主体のアプローチを追求することは、すべての高齢者ケアに通じるものであり、今後は身体ケアのみでなく、痴呆性高齢者に対応したケアを標準として位置付けていくことが必要」との提言がなされたところである。

- こうした提言等を受け、高齢者痴呆介護研究・研修センターにおいては、これまでの研究成果を反映させながら、痴呆介護実務者研修のあり方も含め、新しいカリキュラムや研修対象者の要件等について検討を行うため、「痴呆介護実務者研修カリキュラムの見直し作業」委員会を設置し、先般、その報告書（別添資料参照）がとりまとめられたところである。

- 本報告書には、講義・演習時間数の増加や職場実習等の導入等が盛り込まれ、現行の研修内容と比較して、大幅に刷新された内容となっている。

- 各都道府県・指定都市において、新しい研修内容への移行を円滑に進めることができるよう、厚生労働省としては、今後、具体的な実施方法や手順等についてお示ししていきたい。

○ グループホームの外部評価について

ア 痴呆性高齢者グループホームについては、平成14年10月から外部の第三者によるサービス評価を義務づけ、少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関による外部評価を受けなければならないものとしている。その際、次の二点の経過措置を講じたところである。

- ・ 評価を受ける頻度については、各都道府県における実施体制の状況に応じて、平成16年度までは、同年度末までの間に1回受ければ足りるものとして差し支えない。
- ・ 評価機関については、都道府県において所要の体制を整えるのに要する期間を考慮して、平成16年度末までの間は、「高齢者痴呆介護研究・研修東京センター」に依頼できる。

したがって、平成17年度からは、全国の各都道府県において評価機関を選定し、域内のグループホームからの評価申請に対応できるようにしておかなければならない。これに関し、次の点に留意されたい。

- ① 多くの道府県においてグループホーム数が当初の見込を大幅に超えて推移しており、新たに選定された評価機関は業務開始直後から多くの評価件数を処理しなければならない状況にある。実施計画の策定等を行い、処理を必要とする件数に見合うだけの評価機関の体制（日程調整から評価調査員派遣、結果の確定、公開に至る処理体制）が確保出来ているかどうか、確認すること。
- ② 評価機関の体制については事務量的なものだけでなく、質的なレベルの確保も重要である。このため、評価項目のねらいと内容を正しく理解し、訪問調査に係る一連の業務に習熟した評価調査員を養成すること。

こうしたことを背景として、現在、各道府県に対し、外部評価実施体制整備に向けた準備状況に関するアンケート票をお送りしているところである。今後、計画課痴呆対策推進室において、このアンケート調査の結果も踏まえ、追加的な経過措置の要否

を含めて準備状況の再点検を行っていきたいと考えている。必要があれば、来月の全国高齢者保健福祉・介護保険主管課長会議においても一定の方針を示したい。

イ 現在、東京センターでは、43道府県からの依頼により外部評価を行っている。平成16年8月末現在、2,353件の訪問調査を実施し、順次、WAM NETへの結果公開を進めているところである。

評価を受ける事業所からの関係資料の提出遅延、事業者側の都合による実施直前のキャンセル、制度の趣旨の理解不足等が以前にも増して見受けられることから、各道府県におかれては、引き続き以下の点についてご配慮いただくようお願いする。

- ・ 先般、各道府県宛に配布したテキスト・ガイド集（2004年度版）、ビデオ、パンフレット等を活用し、外部評価に係る事業者説明会や事業者指導等の機会を通じて、外部評価に係る制度上の根拠、趣旨・目的、実施手順及び活用方法等について開設主体法人及び管理者等に周知徹底を図り、評価が円滑に進むよう指導願いたい。
- ・ あわせて、グループホームの外部評価は、事業者が自らのサービスの行き届かない点を把握し、自主的な改善努力を積み重ねていくことを促すために導入した制度であり、事業者の欠点の指摘や格付けなどを意図するものではないことを、あらためて周知願いたい。